

参議院地方行政委員会會議録第七号

昭和三十一年二月十八日(火曜日)
午前十時十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 竹中 恒夫君
理事 西田 信一君
松本 賢一君
市川 房枝君

委員

井川 伊平君
石谷 憲男君
沢田 一精君
館 哲二君
松野 孝一君
占部 秀男君
鈴木 壽君
千葉千代世君
林 虎雄君
松澤 兼人君
基 政七君

國務大臣

國務大臣

早川 崇君

政府委員

警察庁長官 江口 俊男君
警察庁保安局長 大津 英男君
文部省体育局長 前田 克明君
事務局側 常任委員 鈴木 武君
会専門員

説明員

厚生大臣官 河角 泰助君
房審議官

本日の會議に付した案件

○風俗営業等取締法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから
地方行政委員会を開会いたします。
風俗営業等取締法の一部を改正する
法律案を議題といたします。

質疑を行ないます。御質疑の方は順
次御発言願います。

○市川房枝君 ただいま議題となつて
おります風俗営業等取締法の一部を改
正する法律案につきまして、国家公安
委員長にちよつと伺いたいと思いま
す。

今度の改正案で、深夜喫茶が禁止し
得るようになったことはたいへんけつ
こうだと思ひます。ただ、その禁止が
都道府県の条例によつて禁止の場所を
決定するようになっております点が
少々心配なんです。なぜか、なぜこ
の法律の上ではっきりと深夜喫茶を禁
止することを規定されなかつたのか、
その理由をまずお伺いしたいと思いま
す。

○國務大臣(早川崇君) 實際上、深夜
喫茶の場合に、駅なんかで喫茶が必要
な場合もありまして、あるいは温泉
場で特にそういう何といひますか、娯
樂的にやつて妥当と認められるような
ものがあるかもしれせん。そういう
ことを一々国でこれを画的にやる
ということも困難でございますので、
自治体にこれをまかせよう、こういう
ことになつたわけであります。

○市川房枝君 たとえば東京都をとり

ますという、一体東京都内ではどの
程度禁止されるか、これはまあ、もち
ろん都議会で決定することになりま
しょうけれども、公安委員会としては
どんなふうなお見通しを持っておい
でになりますか、伺いたいと思ひます。

○國務大臣(早川崇君) この立法の趣
旨は、青少年を非行から防止してい
くという法の趣旨でございますから、そ
の趣旨によつて処置されるものと期待
いたしております。

○市川房枝君 まあ、それは抽象的に
御返事いただくとなると、そういうこ
とになるかもしれませんけれども、そ
れではせっかく深夜喫茶を禁止する
趣旨が徹底しないんじゃないか、その
禁止を、ことに家庭の母親たちは、そ
うなればとたいへん喜んでゐるので
すけれども、しかし結局きめても事実上
あまり禁止にならないというようなこ
とであつては、目的も達しられませ
ん、また一般の期待も裏切ることにな
りますけれども、その点はいかがです
か。

○國務大臣(早川崇君) 事務局とい
ひましては、たとえば東京の場合は
各二十三区全域にわたつてして広範囲
に禁止するような意向でございますの
で、御心配の点がないものと確信いた
しております。

○市川房枝君 二十三区だけ禁止され
ても、あとの都内の市もありますし、
また町村もありますし、そうすると今
度は、そちらのほうで深夜喫茶が開か
れる、そちらのほうで繁盛するといふ

ことになりすけれども、それはいか
がですか。

○國務大臣(早川崇君) 具体的な問題
でございますから、警察庁長官から。

○市川房枝君 けっこうです。

○政府委員(江口俊男君) 市川先生初
めにおつしやつたように、最後のには
議會で定めることではございますが、
われわれというか、こういうことを立
案いたしました者の考えとしては、そ
ういふ場合は必要な市に同様の規制
をかける予定で作業を進めておりま
す。

○市川房枝君 この問題は憲法の問題
にも関係があると実は伺つております
が、委員長の時間が十分ありません
が、委員長から、これはあとの別な機会に
いたしまして、続いて公安委員長に伺
いたいと思ひますが、昨年の十月、都
議會の議長小山さんの名前で公安委員
長初め関係各大臣に「深夜喫茶等の営
業についての法的措置に関する意見
書」といふものが出ておりました、こ
れはごらんいただいておりますかと思
ひますが、その中で深夜喫茶をはじめ、
トルコぶろ及びヌードスタジオ、最初
に深夜喫茶と書いてあるのですが、「深
夜喫茶、トルコ風呂およびヌードス
タジオなどが、青少年の悪の温床とな
り、あるいは、都民生活上に著しい悪
影響をおよぼすにいたつてゐる」と、
こういうふう書いて、そしてその「ト
ルコ風呂、ヌードスタジオにいたつて
は、なんらかこれを規制する法的措置が
なされず、全くの野放しのまま放置さ

れてゐる状態であることは、まことに
遺憾にたえない。政府においては、社
会環境を浄化するとともに青少年の非
行化防止および健全育成、婦人の輻落
防止並びに都民生活の保全をはかるた
め、すみやかに有効適切な法的措置
を講ぜられるよう要請する」と出てお
ります。今度の風俗営業改正案には
ヌードスタジオやトルコぶろについて
は何らの法的措置がなされておられ
ません。あるいはほかのほうで、これを考
慮されてゐるかどうか、それはどうい
う理由か。それから、このままそうい
う問題を放置しておきになるつもり
かどうか、それをちよつと伺いたい
と思ひます。

○國務大臣(早川崇君) 今回の法改正
は、全国的に非行青少年のたまり場と
なつておりました深夜喫茶というものが
世論の批判の対象になつたわけでござ
います。この深夜喫茶を規制するとい
ふ最小限度の問題をとどめたわけで
ございます。御指摘のとおり一般の風
俗、あるいは青少年にも悪影響がある
と思ひますが、トルコぶろ及びヌード
スタジオ等につきましては公衆浴場
法、興行場法と、それぞれ法律に基づ
いて措置することが適當であると考
へております。また現状におきまして
も、トルコぶろで売春行為というよう
なことが實際具体的に現つてゐる
ならば、売春禁止法、また児童福祉
法、労働基準法その他の関係法令で取
り締まることもできるわけでございま
す。一挙にこの深夜喫茶以外も含めて

やるという段階ではないと、かく考えましては必要の最小限度にとどめた次第でございます。

○市川房枝君 トルコぶろは、御承知のとおりごく最近でございますが、この二、三年来非常にふえてきて、もうほとんどふえていくわけですね。それについて、いまの都議会の意見書にもありますように非常に問題になっておるわけなんです。私どものちよつと耳にしたところでは、このトルコぶろの取り締まりについて、現地の警察はずいぶん心配をしておられる。それで何とかこれを取り締まりたいという御希望がある。まあこの風俗営業等取締法の中に入れば、ある程度取り締まりができる、こう希望されていたらしいのですけれども、警察のほうにいますか、政府のほうにいますか、上のほうでその御賛成がない、そうして公衆浴場法はほうでこれを改正したい。いま委員長もそうおっしゃいましたが、これは厚生省の所管なんであつて——というふうなことで、両方での問題を逃げておいてなるというのか——これは厚生省のほうのこの問題に対する御意見はあとで伺いたいと思つておりますけれども、そういうふうなちよつと私も聞いておるのでありますけれども、そんな事実はありませんか。政治的な考慮といふ点からトルコぶろが除かれたということについてはいかがですか。それがうわさであればたいへんけっこうです。

○国務大臣(早川崇君) 実は深夜喫茶を特に廃止しようと思つたのは、警察庁で各界の非行青少年問題懇談会というのを開きましたときに、異口同音に青少年の非行化には深夜喫茶がたまり場になつて、睡眠薬遊びになり——特に築地の補導員で補導関係に非常に熱心な方からは、具体的に深夜喫茶の実情を御説明いただいて、この禁止を要望されました。そのときにトルコぶろとか、あるいはヌードスタジオとかという問題は全然出ません。したがつて、われわれはいたしましては、深夜喫茶という最少限度のものを、何も夜おそくまで四時、五時までやる必要がないじゃないかと考えまして、これを禁止することにいたしましたわけでございます。ヌードスタジオとかトルコぶろとかいう問題で業者がどうこうということとは全然関知いたしておりません。

○市川房枝君 もう一つちよつと伺いたのですが、トルコ浴場協会というものがあることを御存じだろうと思つたのです。つまりトルコぶろの一つの組織なんです。そのトルコぶろの名譽会長は自民党の副総裁の大野伴睦氏になつておられます。それから顧問には自民党の村上さんと稲村さんがなつておいでです。稲村さんはトルコぶろの建設業者といふんです。何か社長もかねておられるらしいのですが、大野さんがその名譽会長になられました。ここに私、トルコぶろの協会報を持っております。大野さんとトルコ協会の会長とが握手するところが載つておりますが、これは大野さんに名譽会長になつてもらつたことについて、こういうことを書いておるのです。業界に対するきびしい世評は取り締まり強化のための立法措置の要請となつてあらわれており、この面では業界は高い政治力が必要となつてきたのである。この

ときに生粋の政界人であり、人情にもろく道義に徹し、実力者として大きな包容力とたくまじい政治力を持った自由民主党副総裁の大野伴睦先生が東京都トルコ浴場協会の名譽会長に就任されたことは、きわめて意義深いものがある。これを讀みますと明らかに大野さんの政治力に期待しているという

か、取り締まりがきびしくなつて、規制措置が行なわれそうだからというので、そういう方法を見つけたということになりまして、どうも今度特にこのトルコぶろについては何にもお触れにならないで、風俗営業等取締法の改正が行なわれるということについて、何らかそういう政治的な圧力があつたのではないかと感じが、これを讀むと実は出てくるのですけれども、いかがですか。

○国務大臣(早川崇君) 全然関知を私はいたしません。公衆浴場法というのは厚生省所管になりまして、その法律の中でトルコぶろというものの基準は条例で定めると、こういうのです。その条例ができてないのだそうです、聞いてみますと。その問題に關連したのかも知れませんが、警察庁当局としてはトルコぶろを扱うというのとは所管違いでもありますし、われわれはトルコぶろを利用して売春行為をやつておればどんな摘発できる法律的根拠もございませぬ。法改正の日程には全然のぼつたことにはございませぬ。

○市川房枝君 予算委員会では、私としましては委員長にまた別の機会にお伺いしたいと思つていますが、きょうはけつこうでございます。ありがたうございました。

○千葉千代世君 関連して。公安委員長にお伺いいたしますけれども、委員長はいま問題になつておりますトルコぶろ、それからヌードスタジオ、それから深夜喫茶、ボーリング場等をござらんになったことがございませぬか。御自分でいらつしやつたことがございませぬか。

○国務大臣(早川崇君) 深夜喫茶は、私の友人が経営しておつたことがありますが、いまでもやつておるかも知れませんが、一ぺん深夜でないときに行きました。トルコぶろは、銀座裏で十年ほど前、朝、汽車で着きました。あれは非常に便利なお店です。ふろへ入つたことがございませぬ。ボーリング場は行つたことがございませぬ。

○千葉千代世君 これは要望で恐縮ですけれども、やはり公安委員長ともあるうもの、いま問題になつて法案を提出して、しかも御自分の意見として風俗営業法のほうではこれは改正できなくて、たとえばトルコぶろは浴場法であるが、売春は警察官が現場をつかまれば摘発できるかというところもおつしやつていますが、しかし、やはりごらんになる必要があると思つて、私も初めてこの間見たいと思つて、やはりトルコぶろの現場を見て、風俗的な心配がかえつて高まつたというところ、それから廊下などが非常に狭く、階段も狭いし急で、非常の場合には避難の方法なども非常に心配です。トルコ嬢の部屋などは——一番高いところの狭いところを入つたところにはむろしてあると、こういうふうで、はつきりいへば屋根裏ですね。ああいうような中におつたことは、やはりご

らんになつて、公安委員長ですからやはり心配のないようにするの、公安委員長の役目だと思つたのです。そういう意味で、たいへんあつたまいのですね。けれども、これはぜひ見ていただきたいと思つたのです。公安委員長が行くといつたら、おそらく深夜喫茶だつて明るくなるでしょうし、その点は御留意いただきたい。現に私も見ましたときに、私が聞いております範囲では、たとえば深夜喫茶の照明度でございますが、もつと暗いのだそうですね、その日はかなり明るくて、これなら普通だと、検査する機械でおはかりになつた方がおつしやつておつたわけですから、そういう意味で、これはぜひごらんになつていただきたいといふこと、それからこの深夜喫茶を条例で規制するというお答えの中に、駅であるとか温泉場等、特別のところがあるから、やはり条例のほうがいいんだという御意見でおつしやつたわけですね。私は、これは憲法論は別にして、やはり法律で規制して、その中にただし書きであるとか、あるいは例外であるとか、そういう内容を盛つて——そして、駅、温泉場は別に何も深夜喫茶でなくたってかまわないわけですから、駅はやはりこれはおそい場合もございませぬけれども、そういう点なんかについての考えは、いかがでしょう。法律に盛つて、その中でただし書きなり例外を認めるほうがいいんじゃないかと、こう思つたのですが、いかがですか。

○国務大臣(早川崇君) 基本的には法律で自治体にそういうことを委任する。かっこうの法律になつておられますし、自治体というものは個々の具体的な

各府県の実情もございすから、そうするほうがかえっていいんじゃないかと考えまして、法律で委任したかつこうで立法したわけでございます。

○千葉千代世君 それからお答えの中に、やはり非行少年の温床になっているので心配だから時間を規制する、規制する理由の中にそういうことをおっしゃられておったんですけれども、この深夜喫茶ができた当時と、それからいまして、非行少年の数の関係など、どのようにおとらえになつていらつしやいますか。

○国務大臣(早川崇君) 深夜喫茶ができたころから比へまして、非行少年がほとんどふえてきているということは統計上明らかですが、それが深夜喫茶だけに関係しているという因果関係は、もちろん科学的には出てまいりません。

○千葉千代世君 それはわかるんです。非行少年の増えたる原因については、いろいろな原因があげられておりますけれども、少なともその一つにこれがあげられたということは、相当大きな要素を占めていると思うのです。したがって、やはりこの非行少年の増加ということについて私も非常に心配いたしますので、この点についてやはりはっきりした数字ですか、原因の一つと数えられる点について、やはり究明なさつた何か資料がございしようか。

○政府委員(大津英男君) 非行少年の関係につきましては、先ほど大臣からお話がございまして、いろいろ原因もあるわけでございますが、まず少年非行の現在の状況と、その前のこの法律が改正——この前に風俗営業法を改正いたしましたのが、昭和三十三年で

ございまして、それ以後また同様に深夜喫茶が非行少年のたまり場になるとか、その悪影響というようなことが三十三年の改正にもかかわらず、なおかつ、そういう状況がある、こういうことで今回の改正をまたお願いをしておるわけでございますが、非行少年の数の自身を見てまいりますと、まず刑法犯の少年の数の推移は、終戦以後だんだんふえてまいりまして、昭和二十六年が十六万余でございます。さらにそれが次第に減つてまいりまして、二十九年まで刑法犯少年の数が減少してまいつたのでございまして、三十年から再び増加をしてまいりまして、三十四年に非常に数が圧倒的に多くなつたのでございまして、さらに三十七年におきましては二十二万人という刑法犯少年、これは触法少年も含んでおる数でございますが、二十二万人という圧倒的に戦後最高の数を記録しておる、また三十八年の数字はまだ最後の数字が統計上出ておりませんが、三十七年をさらに上回るといふような数字が出ておる次第でございます。なお……

○委員(長中恒夫君) ちょっと局長、待つて下さい。分科会のほうから矢の催促だそうですから、大臣に対する御質問はこの次にして……

○千葉千代世君 もう一点だけちょっと聞かせて下さい。

○委員(長中恒夫君) じゃもう一点だけ、重ねていまの……

○千葉千代世君 いまの問題は、それじゃ大臣が御退室になつたあと、もう少し詳しくあなたのほうから説明をしていただくということにして……大臣、さつきトルコぶろの取り締まり、たとえば売春行為等の取り締まりにつ

いては警察官のほうの任務であつて、どしどし処罰できるようになつていから安心だという、非常に安心感のなことをおっしゃつたんですけれども、公安委員長として具体的にトルコぶろでいま売春等について検査されたものを御存じですか。ございまして、それだけ聞かしていただきます。

○政府委員(大津英男君) 統計的には非常に数は少ないのでございすけれども、ございまして。

○千葉千代世君 わかりました。それでやはり非常に安心感を持つておいでようですけれども、これは私直感として安心感が持てなくて、検査をされている数が少ないその裏には、やはりこれは検査できにくい状態があるというところをいろいろな方面で察知しているわけなんです。その方面についても特に公安委員長として御研究をわざわざしたということ、まあ私の質問は次に譲りたいと思ひます。

○委員(長中恒夫君) いまの保安局長の答弁、途中だったのでしよう。

○政府委員(大津英男君) 統計的にはそういうようなことで、刑法犯少年の数も三十七年、三十八年と、またふえておる、こういう状況でございます。そして、その原因の一つとしては、やはり環境がそうさせておるといふ面も否定はできない。しかも、その環境の問題につきましては、御指摘のような問題が、特に昨年非行少年対策の懇話会を開催いたしました、民間の方、教育者、学者の方、いろいろな方から御意見を伺いました際も、深夜喫茶につきまして非行少年の非常なたまり場になつておるとか、大臣からお話しになりました

たようないろいろな事象が見られるのでございまして、まず環境浄化の措置をとつていく必要がある、こういうことで今回の改正法案をお願いするといふような次第になつたわけでございます。なお、この少年非行の原因そのものににつきましては、大臣からもお話がございまして、いろいろな要素がからんでおるわけでございます。それについて一々統計的に取り上げておるということも非常に困難なことでございまして、私も調べることは、やはり少年の成長において肉体的な発育というものが非常に早くなつておる。しかしながら、精神的な面とのやはりアンバランスがあるといふようなことが一つでございまして、あるいはまた、環境の問題——環境浄化の必要な問題、あるいはマスコミの影響とか、あるいは消費景気によるところのいろいろの問題が、そういう非行を刺激しておるという点が出ておるわけでございます。したがって、その少年非行の傾向といたしまして、だんだんに低年齢層にそういう非行が移つてきておる。あるいはまた、学校の生徒についてそういう少年非行が非常にふえてきておるといふこと、あるいは家庭的に見ましても、今まで貧困家庭の少年が多かつたといふものが、だんだん中流家庭の少年にも非行が浸透してきておるといふような点、あるいはまた暴力的な犯罪、あるいはそういう享乐的な原因に基づくところの非行がやはり増加しておるといふような点、また、少年非行が次第に集団化してきておる、グループによるところの少年非行がふ

えてきておる。こういうことが、いろいろ調査をしてまいりますと、統計の上にもだんだん出てくるというようにございまして、私もどもはその対策としていろいろな措置を並行して進めていかなければならないと思つておるわけでございますが、その一つとして、社会環境浄化の措置をこの法律においてもお願いをする、こういう状況でございます。

○千葉千代世君 関連ですから、私これで終わります。

○市川房枝君 警察庁長官にお伺いしたいのですが、一体ヌードスタジオの状況ですね、警察当局がごらんになる状況をひとつ伺いたたいのです。

○政府委員(江口俊男君) 私は残念ながら不勉強でございますが、ヌードスタジオを見たことがございませぬけれども、ヌードスタジオ自身については風俗営業に取り入れるという余地はないと思ひます。それが極端なものであれば、現行法の普通の刑法でちゃんと取り締まるべきものだと思ひます。これを風俗営業に入れるとすると、ある程度どういふものならよろしいということになるんでございまして、これならば一種の興業でございまして、それから興業法に入れなければいけません、こういうふうな考へております。

○市川房枝君 興業法というところ、これは厚生省所管ですね。

○政府委員(大津英男君) そういうわけです。

○市川房枝君 厚生省公衆衛生局長はおいでになつておりますか。

○委員(長中恒夫君) 審議官が来ておられます。

○市川房枝君 厚生省に……。ヌード

スタジオは、いま警対庁のほうでは興行場法、これを取り締まるのは取り締まるのだと、それは厚生省だということですが、厚生省はヌードスタジオをどういうふうにごらんになって、これについてどんな取り締まりをしておいでか、お伺いしたいのです。

○説明員(河角泰助君) ヌードスタジオにつきましては、興行場法の適用になるものと、適用にならないものとが現在あると思います。たいへん恐縮でございますけれども、一口に言いますと、公衆に見せたり聞かせたりする、いわゆるお芝居の場所でございますとか、スポーツ観戦所でございますとか、そういうようなものは興行場法の適用になるわけでございます。私どもといたしましては、さしあたりのところヌードスタジオの中で、いま言いました興行場法の適用のありそうところ、これを都道府県に調べてもらっておりまして、適用のあるものはまず興行場法の適用をしていこう、こういう方針でやっております。現在のところでは、三十八年の四月でございますけれども、私どもの調べではヌードスタジオの数が全国で、これは警察のほうの調べのほうが多と多いかもしれませんけれども、百七十六くらいで、許可を受けた件数が三十四件ほどでございます。

○市川房枝君 そうすると、厚生省は百七十六のうち三十四だけは興行場法によって取り締まっておる。しかし、あとはもうそのままだと野放しになっておる。それから取り締まっておるもの、それは風紀の問題については全然関係はない、こういうことですか。

○市川房枝君 警察は、法の取り締まりがないといいますが、しかし全体として風紀の問題はやっぱり警察の所管だと思ふんですけれども、このヌードスタジオに対しては警察はどんな取り締まりをいたしますか、どういふふうにしておいでになりますか、具体的にそれを伺いたいのです。

○市川房枝君 いま御報告ですが、そこで相当いろいろな犯罪が行なわれているようなんですけれども、警察庁長官どうですか、これは風紀上何も取り締まりをしておいでにならない。厚生省といいますが、あるいは大部分は野放しにほうつてあるのですが、いまのままだと野放しにしておいてかまいません。警察庁長官の御意見をちょっと伺いたい。

○市川房枝君 ヌードスタジオに限って申し上げますと、私は野放しにしたいと思ふし、私は、さしやいけなないもののみならず、野放しにしたいものがある、私自身は考えております。

○市川房枝君 興行場法の取り締まりとしては、別に風紀の問題は中に入っていないのです。風紀の問題についてはどういふふうにお考えになっておりますか。

○市川房枝君 警察は、法の取り締まりがないといいますが、しかし全体として風紀の問題はやっぱり警察の所管だと思ふんですけれども、このヌードスタジオに対しては警察はどんな取り締まりをいたしますか、どういふふうにしておいでになりますか、具体的にそれを伺いたいのです。

○市川房枝君 いま御報告ですが、そこで相当いろいろな犯罪が行なわれているようなんですけれども、警察庁長官どうですか、これは風紀上何も取り締まりをしておいでにならない。厚生省といいますが、あるいは大部分は野放しにほうつてあるのですが、いまのままだと野放しにしておいてかまいません。警察庁長官の御意見をちょっと伺いたい。

○市川房枝君 ヌードスタジオに限って申し上げますと、私は野放しにしたいと思ふし、私は、さしやいけなないもののみならず、野放しにしたいものがある、私自身は考えております。

○市川房枝君 トルコぶろは、さっき申し上げましたように、公衆浴場法の適用を受けているので、警察はその所管ではないわけです。全般的な風紀問題

○市川房枝君 審議官のほうにお伺いするのはいかがかと思ふますけれども、厚生省当局はいまのままでいいとお思ひになりますか、ヌードスタジオについて伺っておきます。

○市川房枝君 何か具体案はありますか。

○市川房枝君 ヌードスタジオにも問題はまだまだありますけれども、あまり時間を取っても何でございますから、トルコぶろの問題について伺いたいと思ふます。

○市川房枝君 ヌードスタジオにも問題はまだまだありますけれども、あまり時間を取っても何でございますから、トルコぶろの問題について伺いたいと思ふます。

○市川房枝君 トルコぶろは、さっき申し上げましたように、公衆浴場法の適用を受けているので、警察はその所管ではないわけです。全般的な風紀問題

○市川房枝君 審議官のほうにお伺いするのはいかがかと思ふますけれども、厚生省当局はいまのままでいいとお思ひになりますか、ヌードスタジオについて伺っておきます。

○市川房枝君 何か具体案はありますか。

○市川房枝君 ヌードスタジオにも問題はまだまだありますけれども、あまり時間を取っても何でございますから、トルコぶろの問題について伺いたいと思ふます。

○市川房枝君 ヌードスタジオにも問題はまだまだありますけれども、あまり時間を取っても何でございますから、トルコぶろの問題について伺いたいと思ふます。

○市川房枝君 トルコぶろは、さっき申し上げましたように、公衆浴場法の適用を受けているので、警察はその所管ではないわけです。全般的な風紀問題

○市川房枝君 審議官のほうにお伺いするのはいかがかと思ふますけれども、厚生省当局はいまのままでいいとお思ひになりますか、ヌードスタジオについて伺っておきます。

○市川房枝君 何か具体案はありますか。

○市川房枝君 ヌードスタジオにも問題はまだまだありますけれども、あまり時間を取っても何でございますから、トルコぶろの問題について伺いたいと思ふます。

○市川房枝君 ヌードスタジオにも問題はまだまだありますけれども、あまり時間を取っても何でございますから、トルコぶろの問題について伺いたいと思ふます。

○市川房枝君 トルコぶろは、さっき申し上げましたように、公衆浴場法の適用を受けているので、警察はその所管ではないわけです。全般的な風紀問題

題としてはお考えになるのでしょうか、これは厚生省の所管なんです、厚生省当局はトルコ風呂についてどんなふうにお考えになつておるか、厚生省当局のほうになつたその状況を伺いたいと思います。

○説明員(河角泰助君) 現在公衆浴場法の適用になつております公衆浴場は、約二万一千くらいございます。そのうちトルコ風呂といふのは、これはトルコ風呂といふにしても非常につかまへ方がむずかしいと思つておられども、いわゆるトルコ風呂といふこととお考えいただきますればけっこうでございます。これは三十八年の三月の調査でございまして二百四十。東京でそのうち百十四。これは最近のあれでは百五十くらいに東京ではすでになつてゐるというふうに聞いておりますが、当時の状況はそういうことでございまして。全般的にいまして、いわゆるトルコ風呂の半数以上が東京都にございまして、いろいろ東京都と相談をしながら規制の方法をはかつてゐるわけでございます。現在、公衆浴場法で許可をいたします場合に、施設の構造につきまして都道府県知事が設定いたしました構造に合うかどうかという点について許可をいたしてゐるわけでございますが、その方面からトルコ風呂につきましては、たとえば部屋に對して、かきを置かないとか、あるいは見通窓をつくつておくとか、あるいは上、下を何といふか、若干間隔をあけておくような仕切りをするとかいふような規制を加えております。なお、今後、そういった構造設備の面で、いわゆる御心配の、先生方御心配のような行為が間接的にはございまして

れども、押えられるような、有効な構造設備の基準というものが得られますように、ただいま都のほうと検討いたしてゐるわけでございます。

○市川房枝君 警察庁と厚生省のいまのトルコ風呂の数がだいぶ違つてゐる。警察庁は三百九十とおっしゃつた、厚生省は二百四十とおっしゃるのですが、これはどういふ計算の基礎が違ふからかもしれませんけれども、ちよつとそれは私どもとして少しおかし。

○説明員(河角泰助君) 警察のほうは、いま大津局長のお話のように、たとえば旅館の内湯のようなものが入つておると思ひます。私どものほうは、公衆浴場法による許可を得たものでございまして、敷の食い違ひがあらうかと思ひます。それから私のほうは、たとえばヘルスセンターというふうなものとは別に計算してございまして、あるいはその辺が食い違ひの原因かと思ひます。

○市川房枝君 施設の構造で、トルコ風呂については、部屋にガラス窓をつけるのと何とかがいふような規制をしてゐるとおっしゃいましたが、それは法律にはもちろんないし、それから条例にもないですね。それは公衆浴場法の取り扱い基準に関する営業三法運営協議会内規と、こういうものですね。そうすると、それは何ら法的な根拠といひますが、あるいはそれに違反したつて一向かまわないのでね、それはどうなんですか。

○説明員(河角泰助君) 市川先生ののおっしゃるとおりでございます。それで、いま基準を検討いたしましたので、き得べくんばこれを、都でございます

れば条例にあげようかということで検討をいたしております。

○市川房枝君 それから公衆浴場法には、第三条でもって「浴場業を営む者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならぬ」と、この「風紀」といふのがあつたんですが、これはどういふふうに御解釈になつておられますか、どの範囲といふか……

○説明員(河角泰助君) 風紀につきましては、この法律が施行になりました昭和二十三年に次官通牒が出ておりました、その解釈によりまして、たとえば男女混浴を差しとめるというふうな、いわゆる何と申しますか、社会風俗上の一般風紀というふうな限度であるという解釈に一応なつております。

○市川房枝君 この間、厚生省のある方に私ちよつとあらかじめこの点のお話をしたのですが、そうしましたら厚生省というの、結局保健衛生の観点だけで、風紀というのはいまお話しのように、男女混浴だけの問題であつて、そこでいわゆる風紀を乱すとか、売春が行なわれるおそれがあるとかいふようなことは、自分のほうは関係はない、たとえば保健所が直接には監督しておいでになりますけれども、保健所がトルコ風呂へ回つていって検査するときには、結局お湯が濁つてはいないかどうかといふことだけ検査するのであつて、風紀を乱すおそれがあるかといふことは、自分のほうの関係じゃない、こつちのほうの御意見と、もう少しく解釈しておいでになるみたいなんです、この風紀といふことでは

ね、これは二十三年、この法のできたころにはトルコ風呂というふうなものはない。そこでトルコ風呂において風紀を乱すおそれのあることについては、何ら法は考へていないわけですね。こういうことも言えるのですけれども、風紀といふものの對するはつきりした厚生省としての考え方というものを伺いたいのです。

○説明員(河角泰助君) 原則的に申し上げますと、ただいま市川先生がおっしゃいましたような線が出るわけでございます。まあ私どものほうでいろいろ考へまして、中の行為が規制できるような方法といふと、従来内規ではございまして、構造の問題だけでございまして、中で行なわれるいろいろな個々の行為の規制につきましては、おのずから限界がございまして、私どもの手には負えないと思ひますけれども、そうした施設構造の面から間接的な規制が及ぶ得るような有効なものが考へられますならば、そうした面で規制をしてまいりたい、こう現在のところ考へておるわけでございます。その点で三条の解釈は、先生おっしゃいましたように、二十三年当時より幾らか広がつておるんじゃないかと言われれば、まことにそのとおりでございます。それから、ただこれにはおのずから限度があるかと思ひます。

○市川房枝君 もう一つ風紀の問題に關連して旅館業法というのがありますね。これもやはり厚生省の所管なんですけれども、旅館業法では前には風紀といふことが入つていなかったんです。それが何年でしたか売春防止法が制定されるころに新たに目的の中に風紀を維持するといふことが入つて、そして部屋の構造についてあまり小さい部屋はつくつてはかぬといふことを法の中にはつきり規定してあつたと思ふのですが、その風紀といふのはもつと広い解釈ですね。だからそれとの関連において、公衆浴場法に幸ひにして風紀といふことが入つておるの、その点までも考慮していただけたらというか……それはどうなんですか、この旅館業法との相違点は。

○説明員(河角泰助君) 市川先生のおっしゃいます旅館業法並みの風紀の点では、私は公衆浴場法のほうを考へます場合には限界があらうかと思ひます。旅館業法の場合に、この法律が改正せられましたときにございましてのは、やはりたしか、人の話でございましてけれども、風俗営業法で取り扱つたかどうかといふような問題もございまして、たしか、風俗営業法自身がかなり何といふか、風俗営業関係の要素を持ったものでございまして、かたがたこの法律に規定いたしますことによつて、戦前のいわゆる風俗営業の他の行き過ぎた問題を抑制し得るといふような関係で、旅館業法の改正に相なつたと記憶いたしております。それと同一に公衆浴場の場合にこれを論ずるのは無理であらう、こつちのほうに考へるわけでありまして。

○市川房枝君 いまの御答弁ですと、旅館業法のはうは風俗営業に入るといふか、含めてもいふような状態なんだとおっしゃいましたけれども、いまトルコ風呂は、現状は風俗営業といふか風紀の問題が相当問題になつておるといふことは、お認めになりま

ことも考えて御答弁を申し上げておるわけでございますが、厚生省のほうでその点を御検討になった上で、保健所がやるので手足が十分にいかない。しかし公衆浴場法の改正をすることは全然考えないのだというふうに御答弁になったのではないのだからと私は考えるのでございますが、そのようなつもりで私は申し上げておるのであります。

○鈴木審判 厚生省の方が、さっき私聞くには、風俗営業のほうで取り締まったほうがいいのだ、実際の問題として公衆浴場法等によってやるとすれば、現場のいわゆる取り締まりなり指導というものは保健所で行なうのだ。保健所のほうで何といいますが、警察的なと言つては少しことばが——あなたはそのようなことを使わなかったと思ひますけれども、受け取り方は警察的なそういう取り締まりなんかは不適当だ、こういうこともお述べになったよう、したがって結論としては公衆浴場法によることもさきながら、風俗のほうでやつたほうがいいのじゃないかと考えると、こういうふうにおつしやつたように私は聞きましたもので、それから、その点をひとつはつきり見解を、厚生省のほうからもう一度聞かしてもらいたいのです。

○説明員(河角泰助君) いま先生のおつしやいましたようなことで申し上げたわけでありませう。意見の食い違いといひますか、突き詰めればあるいはそういうことにもなるかと思ひますけれども、規制の必要といふことにつきましては別に反対を唱えているわけではございません。

○鈴木審判 関連で済みませんが、

ちよつと。これは双方とも何らかの規制を加えなければならぬのじやないだろうかといふ、いま現実にいるところのことから考へていふこと、あなたのおつしやるとおつしやるといふ。双方とも認めると思ひますし、われわれも何らかの規制といふものが必要じやないかと思ひます。その場合に一体どつちで——風俗のほうでやるのか、あるいは従来からの所管で、公衆浴場法の中にある風紀というふうな問題に入れて、立法当時の風紀という解釈なりあるいは内容を——それに就いてはさつき、あなたから御答弁のあったように通達があるでしょうが、もう現在ではそれをほみ出しているいろいろのものがあるから、そういうものを風紀というものの中に入れて、そつちのほうで取り締まるのだ、こういう考へ方も私はあると思ひます。だからそこら辺ですね、一体どつちがいいのか、どつちがほんとうに規制なり取り締まりなり、そういうものができるのか、実態に即して。そういう問題になつてきておると思ひます。ですからその場合に、いや、一方では風俗のほうでいいのだ、一方では従来のような公衆浴場法でいいのだ、こういうふうになつてきておるからといふふうにお二人の答弁の中から聞きましたもので、それから、それでは一体どつちなんだ、いわば政府内部で意見の一致を見ない、そういうことで現在のいろいろな問題が出てくる、それを何とかできないでおる。そういうのが一番大きな問題になつてくるのじやないかといふふうには私は聞きましたもので、それから、そこをひとつ、これはやつぱり何とか統一した考へ方を示していただ

きたいといふふうにおつしやるのです。これは委員の方々にそれぞれ考へ方があるだろうと思ひますけれども、少なくともあなたの方の段階で、一体どうなさることがいいのかといふこと、いま言つたように統一された見解といふものが私はあつてしかるべきじやないかといふふうにおつしやりますが、そういう意味でお聞きしておるのです。

○政府委員(江口俊男君) 今度の御審議をお願いしました風俗法の改正といふものは、毎々申し上げておるとおり、少年の非行化の原因の除去といふものに何が一番さしたた役立つかといふことで、まず深夜喫茶といふことを取り上げたのでございまして、ヌードスタジオとか、いまのトルコぶろの問題はたまたまそのときに出なかつたもので、それから、突き詰めた政府内部の統一した見解といふものをつくることろまで至つていないので、お互いに保官同士で話をしておるというふうなことでございまして、私たちの考へ方としては、事いやくしく風紀に関することは風俗的な感覚で警察がタッチすべきものだといふふうには全部なりませう。これは労をいとうつもりはございませうが、風俗法で浴場もやれ、興行場もやれといふようなことになりますれば——しかし、これは戦後の民主的なあり方として、なるだけそういうところは第一義的に警察が出るのはよろしくないといふことで、こういう法律体系になつておるのですから、それだけの場所において読み得るだけの法律の読み方を、風紀の問題も解決してもらい、そのほみ出た分についてどうしても警察が乗り出さなければならぬといふようなものについてだ

け、われわれやろうといふような気持を持っておるわけでございます。先の方の考へで、もつとそれもこれも風俗に非常に関係があるのだから、おまゝ立ち入り権でも何でもつけて、もつとどしどしあげられるようにせいといふお話でございませうれば、これまた、将来よく研究した上で、私は考えることにやぶさかじやございません。消極的に権限争議というのか、私もやらない向こうもやらないといふ考へ方じやございません。

○鈴木審判 私、今回の法の改正の趣旨は、少年のいまの非行問題につながるようないわゆる深夜喫茶とか、こういうものの規制にあるといふことは、これは私もそう思つておるし、それはそれでいいと思ひます。ただ、いま問題がいわゆる少年の非行問題なり、その他いろいろ現在のよくないああいうことに対して、単にこれだけでなしに、ほかにもこういうものがあるのじやないか、それを一体どうするのだと、こういう問題になつてきておると思ひます。法直接のそれはちよつとかけ離れたと言つては失礼ですが、直接の問題でないけれども、しかしこういうものはほうつておけないのじやないかといふ、そういう意図のもとに規制するならば、あるいは取り締まるならば一体どうすべきであるか、こういうことになつてきておると思ひます。ですから、私いま長官のお答えのように、何といひますか、いまこれだけが問題である、だからあとはほかの問題だ。トルコぶろなりあるいはヌードスタジオなり、これはこれからの問題なんだと、立法なり改正の当時にはそういうことがあまり

問題になつておらなかつたから、それは手をつけないのだ、これからだと、こういうふうなことで——それでも私はいいと思ひます。しかし、これからだといふことも考へ方は一体どうなのかといふことで、いろいろお聞きしておるのですから、それに対するお答えが、どうもこれはちよつと食い違ひのじやないかなといふふうにおつしやるからですね。それからこれは私も簡単じやないと思ひます。いまトルコぶろなり何かヌードスタジオといふものを風俗でやるのか、あるいはその他の、それそれのよりどころになつておる法律に基づいて取り締まるのか。これは簡単でないと思ひます。私も風俗では、端的にいへば接待を伴う飲食——こういうものが最初のねらいであつたと思ひます。女の子が出てきたり、いろいろな施設をして、そこにサービスを伴う飲食、特に飲むほうでしようが、そういうものからいへばいろいろの問題が出てくるからといふことで、こういうものができておる。しかし三十三年の法改正のときに、当時の警察庁の刑事局長がはつきり言つておる。端的にいへば女の子が出てきたり、飲ましたり、そういうところの問題があるから、それをひとつやらなければならぬのだと、ただあわせて構造の問題なり、照度の問題なり、われわれの射幸心をそととここのパチンコの問題ですか、ああいうような問題もこの中に入れただけであつて、ねらいはやはりそういうところにあるのです。それがいまのヌードのそれ、あるいはトルコぶろといふものは、飲食の問題、肝心のそういうものがなくなつておるわけですね。ないところで、いろいろなことが行な

われているので、風営にかぶせてやるといふようなことについて、はてなというふうな——当時の私は、立法の考え方からしますと、あるいはこれを言ましても風俗営業とは一体どういうものかという、この定義からしましてもなかなか問題がある。まあしかし、それはさうながら、何とかしなければならぬというので、いま問題になつてゐるものにトルコぶろなり、あるいはヌードスタジオなり、あるいはまたボーリング等の問題が出てきてゐるわけですね。しかし、それを何とかしなければならぬというので、そういう規制を加え、あるいは取り締まりをしなければならぬという、そういう場合に、やはり私はさつき言ったように、これはいま、にわかに出てきた問題じゃございせんから、それぞれやはり取り締まる警察のほうなり、あるいは厚生省なり、こちらのほうでもっと私は突き詰めた話し合いがあつてしかるべきじゃないだろうか、こういうふうには考えたもので、どうもそれにしては双方の考え方が違ふのじゃないだろうか。違ふように私は聞き取つたもので、それから、それで私ちよつとお聞きしてみたのでありますが、長官がいまお答えになつたように、これはいまの時点ではあるいはそこまで検討しておらないとすれば、やはり早急にどつちでやるかはともかくとして、適切な対策をとるように、場合によつては法的な規制なり、そういうものが私必要じゃないかと思うのです。ほうつておけない段階じゃないかと思うのですが、そういうことをひとつ要望しております。

○市川房枝君 厚生省と警察とのさつ

きの御答弁を伺ひまして、私も鈴木さんと同じように、両方の論点がちよつと違つておるといふことを考えるわけなんです。これはひとつ浴場法の改正——どつちにしても、いまの浴場法を改正していただく必要があるのじゃないかと思うのです。それは大臣にでも伺ひしなければいけないでしょうから、その点はこの次の機会にしたいのですが、厚生省当局にトルコぶろの問題でもうひとつちよつと伺ひたいのは、あそこ働いておられます女の人たちですね、さつき警察からの報告ですと七千二百名、こういうお話があつたんですが、そういう働いておる人たちの名前といいますか、そういうものの届け出が公衆浴場法というのか、あるいは条例によつてちゃんと届け出をさせておるのかどうか、ということとはちよつと疑問です。それからあつた人たちの待遇の問題、固定給がない。結局サービスによつて収入を得るよりほかにしょうがないのだといううなことも聞きましたし、それから私どもが視察に行ったときに、女たちのたまり場のところに掲示がしてあつたのですが、その掲示の中に、一カ月に十名以上の指名のお客をとらないと首になるということが書いてある。これはどういふ意味ですか。これは明らかにかなり売春につながつてゐるという気がするんですけれども、そういうあそこ働いておる女の人たち、ミストルコと称してゐるんですが、ずいぶん私は気の毒な労働状態ではないかと思うのですけれども、それについてはどんな取り締まりをいたしますか、どんなふうにしておいでになるか、厚生当局からちよつと伺ひたい。

○説明員(河角泰助君) ただいまの御指摘の、従業員の名簿でございましてか、あるいは従業員の処遇等につきまして、公衆浴場法におきまして規制をいたしておるのはございせん。公衆浴場法そのものが、要するに浴場の公衆衛生的な見地から施設する条件なりが適当なものかどうかという規制でございまして、したがひまして、いまのような問題は要求してありませんし、ないわけでございます。

○市川房枝君 未成年者があれに従事しておると、私もやはりそういうふうに見てとつたのですけれども、それ何にも規制してないんですね、未成年者を使つても違反にならないんですね。

○説明員(河角泰助君) おそらくそれは児童福祉法になると思ひます。別の法律の関係になつてくると思ひます。

○市川房枝君 これは、あつた風紀上非常に危険なところに働いておる女の人たち、そういう人たちに對する保護といひますか、取り締まりといひますか、労働時間の問題もあるし、深夜業の問題もあると思ひますけれども、そういうことを私は当然やはり考えなくちゃならないし、そういうことも風紀の問題も含めて、やはり現実の情勢に適するような法の改正をされなければ、条例もそれに従つてつくるわけですから、条例だけできびしい取り締まりといふものは、これはできないと思ひます。まあ、その法改正の意思があるかどうかという問題はあなたにはちよつと伺ひしても無理かと思ひますから省きますけれども、それはひとつお考えを願ひたいと思ひます。

川先生のお話でございまして、たとえば興行場法なり公衆浴場法にいたしましても、いわゆる業法、公衆浴場法といふことになるかと思ひますが、そつういたしますと、あらゆる問題につきましてそういう業法の制定といふことになりまふけれども、ちよつとことばが足りませんけれども、現在のところ公衆浴場法であり興行場法でございまして、そういう規制は無理ではないかと、こう考えております。

○市川房枝君 そうすると、一体そういう女の子たちのことはどこで心配しているのか、どこで一体考えているのかという問題になります。これはあなたの問題だけじゃないかと思ひます。

○説明員(河角泰助君) たとえば、そういうような問題は、あるいはそういう従業員を使つておられます料飲店の問題でもあり、あるいはトルコ浴場の問題でもあり、場合によつてはボーリングの問題もあるわけですね。そういう予防の問題は、おそらく労働省におきまして従業員関係の規制という基本的な問題で規制されておるわけだと思ひます。

○市川房枝君 その問題はまた別の機会に伺うことにいたします。

警察に對してもう一つ伺ひたいのは、トルコ、これはヌードもさうかもしれませんが、トルコについてはさつき申し上げましたトルコ協会の会報なんかを見ますと、オリンピックがくるに際して大にかせこうといひます。か、もうけようといひます。外国人も引つぱらうといふような意図が出てゐるわけですね。これが健全な営業ならそれはまことにけっこうなんですけれども、現状のトルコぶろの状態がそういうことになつては非常に困るのではないかと。いわゆるオリンピックと関連してのそういう問題、風俗営業の問題、まあトルコぶろだけではないので、どういふふうにお考えになつて御計画になつておりますか。長官から伺ひます。

○政府委員(江口俊男君) トルコぶろ自体のことにつきましては、いろいろ御論議になつてゐるとおりでございます。風紀上いかにわしい点があるという点は、今後の設備なりあるいは、私たちの解釈では風紀といふことばで読めると思ひますけれども、いろいろそういう弊害を伴う点を除去して、何か健康にいいという話でございまして、トルコぶろ自身を否定するものじゃございせんが、なるだけそういう弊害は、どちらの所管であれ、何とかして除去していくという方向に導かなければいかぬと思ひますし、また一般的にオリンピック目当てにいろいろ風俗上いかにわしいものが出てくるというところは、私は聞いておられますけれども、もしもそういう風潮でございまして、風俗犯についての取り締まりを一そう嚴重にして、そういう日本に來た外国人に對していい印象を与えないというか、わが国の恥辱になるようなものが、もしも続々と出るような状態になれば、警察当局も総力をあげてこれを防止したい、そう考えております。

○市川房枝君 トルコぶろについてはなお御質問したいと思ひますが、これは時間がありませんので一応ここで打ち切りました。文部省の体育局長においでをいただきましたので、ボーリン

グ場のことをちよつとお伺いしたい。
実は、私の住んでおります隣にボー
リング場のすばらしく大きいのが、い
ま建築中なんですが、私の住んでおる
ところは文教地区に指定されておる
ので、安心して暮らしておったんが、
その土地を買った人は、最初そこ
にホテルを建てようとした。ところが
文教地区だということでホテルは許可に
ならない。そこで高級アパートでも建
てるのかと思っておりましたら、今度
ボーリング場を建てることになった。
どうしてボーリングが許可になったか
という、ボーリングはスポーツなん
だ、こういうことで許可になったとい
うんですが、一体ホテルはいけないう
でボーリングなら文教地区として教育上
かまわないというのか。一体現在のス
ポーツ関係を担当しておいでになる体
育局長としては、どういうふうにお考
えになっておりますか、それをお伺い
したい。

○政府委員(前田光明君) ボーリング
は体育かどうかということではござい
ますが、私も実はこの問題は一体ど
うかということについてかねて考えて
まいりました。一度私も方々の
ボーリング場を見て歩きましたのでご
ざいます。非常にむずかしい、ちょ
うどボーダーラインのところのもの
じゃないかという感じが目下いたして
おります。体育とは、スポーツと申し
ますが、スポーツとは一体どこまでの
ものかと、こういう問題でございま
す。法律のほうで申しますと、スポ
ーツ振興法というのがございまして、ス
ポーツ振興法におきましては、「運動競
技及び身体運動(キャンプ活動その他

の野外活動を含む。)」と書いてござい
ます。「身体運動であつて、心身の健全
な発達を図るためにされるものをい
う。」というのでございまして、まあ運
動競技かどうかというところになりま
す。現状ではボーリングは運動競技の
中にはまだどうもちよつと入っていな
いのじゃないかと考えます。

次に、身体運動かどうかということ
になります。これは非常に解釈がむ
ずかしくなるわけでございまして、例
が適切かどうかわかりませんが、屋
内の非常に小さい場所でするものとし
ては卓球というものがございまして、卓
球は現在いろいろな運動競技大会にも
参加いたしておりますし、それから日
本体育協会へも連盟として参加いたし
ております。したがって、これは確実
にはつきり入つておるわけでございま
して、これは運動競技とももちろん言
えるわけですから、それでボーリングは身
体運動かどうかという、身体運動の
ようでもあるけれども、ちよつと現状
だけで申しますと、一体そうはつきり
言つてしまつていかどうかという感
じがいたしております。現在までの
ところでは、ボーリングの団体がある
というところはちよつと伺つておられ
ますが、日本体育協会にも加盟いたして
おられますので、一応私もとしてはス
ポーツの中に入れたらいいと思つて
先ほど申しましたように、私ボーダー
ラインのところだろつと思つておりま
すので、検討を要する一つの何とい
いますか、運動という語がございま
すが、一つの競争するものと思つてお
ります。

○市川房枝君 文部省はそれをスポ
ーツとお考えになっていないという、し
かし建築局あたりでは建築の許可をす
るときには、それをスポーツとして許
可をしておる、こういう現状で、解釈
が政府関係で違つていう点がある
わけですが、現在のボーリングにつ
いては青少年の非行の問題と関連し
て考へてどうお考えになっていま
すか。とにかく、いまのボーリングは
何にも法の適用がない、自由にや
つておるわけですから、値段につ
いても規定もなければ、時間もない、
徹夜で朝までやつておる。値段も
ない、徹夜で朝までやつておる。
値段もなかなかい。こういう状態
なんです。そしてわりあい入りの
で、いわゆるチンピラといひますか、
暴力団といひますか、そういうもの
もそこそこたむろする危険があつて、
それで相当の犯罪が行なわれている
ということなんですけれども、青少年
の非行の問題と関連してどういふ
文部省はお考えになっておられます
か。

○政府委員(前田光明君) 青少年の非
行の問題につきましては、私どものほう
で担当いたしておりますのは社会教育
局でございますので、私ははつきりと
担当という立場では申し上げかねま
す。ところで、現在のボーリング
場におけるボーリングが非常に非行に
関係があるかどうかということでは
ございますが、おっしゃるとおりの
点もあつて、ただ中には非常
にちやんとしておつてやつておる
ということも聞いております。各種各
様だといふような現状のように伺つて
おります。それからボーリングに行
く場合、これは非常に気持ちは健全
であるといふものも相当にあるよう
でございます。と申しますのは、私ども
の伺つた話でございますが、子供さん

がボーリングをぜひやりたいといふこ
とで、お母さんが、それじゃ私が行
つてやつてみるということでは何
度かいらつちやまして、そして、
これならいいから、自分の態度さ
えしつかりしておればいいんじや
ないかといふこと、かえつて気分
転換といふ意味にもなる、勉強を
する場合は気分転換にもなるから
いいんじゃないかといふこと、
子供さんにやらせておるような場
合もあると申しております。そこで、
ボーリングそのものは私はたぶん
悪質なものではないんじやないか。
ボーリング場全体の雰囲気と申し
ますが、そういうものがあるが結局
非行少年に利用されたり、あるいは
仲間入りをするので、そういうこと
から申しますと、そういう点につ
いて今後おやりになるボーリン
グの業者が十分覺悟をなさつて、
そういう悪い人の入りにくいよう
にすることを期待することを私とし
てはおるわけでございます。

○市川房枝君 警察はボーリングはど
ういふふうにごらんになっておられ
ますか。あれはそれこそ、どこか
の所管でもないといふか、何ら法の
規制はないわけなんです。しかし風
紀問題という点からいふと、広い
意味において警察が心配をなさ
る程度、一体心配な程度があるの
か、それをひとつお聞きしたい。

○政府委員(江口俊男君) ボーリン
グといふのは、実は私のほうの公
安委員も一度取り上げられたこと
がございまして、実情をいろいろ
調べたのでございまして、それが
非常に少ないといふこと、それか
らごく特

殊なものを除きますといふと、この
際相当の規制を加えられては困る
という気持でしよう、自衛的にや
つていくという段階に現在ござい
まして、ただその自衛にどうして
も応じないといふ、一、二はみ
出したものがあるといふのが現
状でございます。

将来の問題といたしましては、ボ
ーリングに限らず、スケート場
でも、ただいま文部省からお答
えになりましたように、その競
技自体といふものは弊害のない
ものがあり、あるいは体育上推
進しなければならぬものもある
かと思ひますが、ただ集団的に
やります際のムードといひま
すか、そのあり方及び時間の規
制といひます。それから、十分
いきまされなければ、将来は法
制をなさなければならぬか、こ
ういふふうにお考へておられま
す。

○市川房枝君 ボーリング・セン
ターが、スポーツとしては健全
な点も私はあると思つて、けれど
も二人からお話しのように、雰
囲気といひますか、時間といひ
ますか、それから値段が非常に
高いといふことはひとつ問題
じゃないかと思つた。これは
アメリカがこのボーリングの本
家なんです。そのアメリカで
ボーリングがどういふふうにな
つておるのか、アメリカ大使館
について調べてみた。特に年
齢の制限はしてない、各州で
取り締まりをしてる。それでア
メリカでは日本より高い、一
ゲーム二十五セントないし三十
セント、といひますと、百円
前後ですね、日本では一
ゲーム二百五十円、くつ
の借り代が要りますから三百
円とか一ゲーム

といつても十分か十五分で済んじゃうから、一ゲームではどうしても満足できないから続いてやる、口もかわくから飲みものを買うという、じき千円、二千円ずつ飛んじゃうわけだし、それで非常に速いのですが、アメリカでは一人で遊びに行くというのでなくて、家族と一緒に往つて楽しむ。そういうような状態で、まあそれから夜なんか、もちろん深夜は営業してないと思うのですが、健全な娯楽としてならいいけれども、どうも日本のは、そういう点でも、値段の点なんかでも少し問題があると思う。それでボーリングが近所にできたという洲崎のほうの婦人会の幹部の人が、お母さんたちが困っているんだ、子供たちがボーリングに行きたいので小づかいをせびられる。それでしょうがないから出すだけだけれども、それもしょっちゅうで金高も大きくなるし、それをやらないと、それこそ、どろぼうしたりすることになっては困るというので心配しておる。この間の十六歳の三人組強盗も、あのとき新聞を拝見しますと、ボーリング場に行つて金を使つちやつて、金が足りなくなつたからああいう強盗をしたというのですが、そういう点も私は問題がある。それで、これを何とか健全なスポーツにするように自主規制といひますか、これは警察が心配なさつて、十一時まで——十一時以後は未成年者は入れないという自主規制があるらしいのですが、たまたま私たちが見に行つたところでは午前三時までやっている。しかも三時というのは、受付を締め切るのが午前三時、それまでに入つた人たちは朝までやっているわけなんです、それでそこには

私たち見たところ目の鋭い、変な少年たちがやつぱりいたと思うのですが、やはり自主規制だけではできないのじゃないか。また、そのボーリングは実は持ち主がアメリカ人なんだ、持ち主はアメリカに帰つちやつて、組合から自主規制の通知が来て、警察からあとで、まだ三時までまわっているというので、警告があつたらしいのですが、社長がいらないからどうもしようがない。われわれは社長の命令を守るよりしようがない、こう言つていたので、社長が帰つて来たかどうか、社長は帰つたら、いや、うちの社長は言うことを聞かぬでしようと言つたので、それは、やはり朝までやるでしようというのですが、それはやはり法がないと、そういうことになるので、やはり、それは弊害があるとするれば、法でちゃんと規制していいわけなんです。しかし、いまは法がないので、これは法は私つくつていただく必要があるのじゃないか。これはスケートなんかも私はやはりその中に入れて——民間のいわゆる営業としてやっているスケート場なんかも健全な家庭の子供は、そこにやるとすぐ悪くなつちやつて、やらねえのだという話も話に上つてくるのですけれども、これもいまのボーリングと同じことで、何らの法の規制がなく、野放しという状態のようなんです。だからここはどうか、一主体主になるのか、私はもう健全なスポーツとすれば、そこそ風俗営業といひますか、警察のほうでなく、これはやはり文部省といひますか、スポーツを所管している文部省あたりにやり考えていただくべきことじゃない

か。もう一つ申し上げれば、私はこんなに高いのでなくて、なんで国なり自治体が——子供たちはあの遊びはおもしろいと言ひますが、そうしたら、そういうのをあんなに自動的に金のかかるのでなくていいと思うのです。やはりいろいろ各区や都なんかでも体育館なんといふものをこしらえているのですけれども、そういう中にあれの類似の設備というものを遊ばせるといふことを考へてもいいのじゃないかと思ひます。それをやはり私は文部省に——もうそれは体育局でなく社会教育局になりますか、どつちになりますか、とにかく子供たちの健全な育成はやはり文部省の任務だと思ひますが、それはいかがでしようか。

○政府委員(前田充明君) そういう規制を文部省でやるかどうかということにつきましても、もう少し検討させていただきます。もう少し検討させていただきます。さしたつて考へますれば、地方の——都道府県の条例等でやつていただくのが最も適切ではないかと、私ただいまお話を伺ひまして考へる次第でございます。

○市川房枝君 なお質問はありますけれども、一応お急ぎのようでありますので、———ありがとうございました。ほかの方々の御質問のとき、また関連して伺ひさせていただきます。

○委員(長竹中恒夫君) ほかに御質疑ございませんか。

○千葉千代世君 いま、ボーリング関係はどなたが所管ですか。

○委員(長竹中恒夫君) 体育局長が主としていま答弁しておりますけれども、

も、警察当局で答弁してくれますか。

○千葉千代世君 とにかく、だれが答弁してくれませんか。

○政府委員(大津英男君) できる範囲で……。

○千葉千代世君 いま市川委員からたへん詳しく御質問いただいたんで、私も全く同感なんです、私どもが視察いたしましたところの一つのボーリング場にはたいへん若い方、いわゆる未成年者が多かったといふこと、それからその中で一ゲーム二百五十円といふか高いから、一体そんな高い料金を取らなければだめなのかと聞いた。それで、それでは具体的に設備するのにどんなにお金がかつたかといふのです。そうしたら一レインつくるのに——全部ボーリングは日本ではつくらないそうです、みんなアメリカから来るんだと、そうすると、一レインが六百万円かかるそうです。私ども見ましたのは五十レインもございまして、から、これを勘定しますと三億でしようか、幾らになりましようか。そうすると、建物から設備からいろいろな人件費等考えますと膨大なものになつていくわけなんです。その資本の出入先について、これは大体アメリカとそれから日本の合作が多いようなんです。そうしますと、一ゲーム早いのが十五、六分で終わるし、おそいのは三十分くらいだ。そうしますと、一ゲームで帰る人が幾らあるかと聞いたのです。そうしたらこれは、いま未成年者が来ているのは、試験が終わつたのでストレス解消に來ているのだから、時間がかからないといふのです。それでもう長

いのは半日も一日もがらばっている。短いのは十五、六分で帰るけれども、そういうのはまずほとんどないくらいだと、そういうふうな答えられた。その見たところでも案内の若い人に聞いたんです。そうしたら、やはり自分のほうは——私どもも行きましてのが十一時過ぎだつたと思ひますが、もうそろそろ入場券を売のを締め切ると、こう言つていました。けれども、入場券を一たん買つてしまつて入れば、これは時間は競技している間は追い出すことはできないのだと、こういうことでした。それを考へていきますといふと、資本を回収するために高い料金を取らなければならぬ、入場料を取らなければならぬ。そうすると、それを多く回転しなければならぬ。そうすると非常に、一レインで一日どのくらいの収入がありますかと聞いたんです。そうしたら口を濁しておつたから、私どもは別に税務署じゃないから、ほんとうのところを聞きたいのだからと言つたら、一日一万円、一レインであげなければならぬのだと、こういうことなんです。一日一万円あげるために——平均ですから、土曜日とか日曜日とか、ふだんの日で違ふと。そこでは土曜日の日にはサラリーマンが多くて、ふだんの日には未成年者が多い。それも試験になりますといふとほとんど来なくなつて、終わるとどうも来て、こういうふうな都合がある。五レインありましたのが私どもも見ましたら全部満員でありました。まだたくさん控えておつたわけなんです。かように考へていった場合に、やはりこの商業政策のベースの中で青少年がむしばまれていくのです。一番

ります基準に合うかどうかということ
で都道府県知事が許可するわけでござ
いますけれども、それはもっぱら公衆
衛生上の見地からでございまして、い
まおっしゃったようなモデルさんとの
距離だとか何だというようなことは相
制してございません。

○千葉千代世君 全然規制がないので
すか、すぐそばへ寄ってかいてもいい
のですか。

○説明員(河角森助君) それは、さく
か何かあるのじゃないかと思えますけ
れども、興業場法上の許可基準の中は
ないです。

は、このようなことは規制がないと思います。

○千葉千代君 さくか何かって、さくをやることがあるのですか、規制の中に。あなた、ごらんになったことありますか。

○説明員(河角泰助君) 都道府県知事にゆだねられておりまして、したがってさくど申しましたのは、何かそういう手当があるのじゃないかという程度でございます。見たことはありません。

○千葉千代君　たいへん恐縮ですけれども、あるのじゃないか——想像ではなくて、そのために私どもは調査してきたわけなんです。私どもも見ましたうちでは、たとえば、ちっちゃい階段の下のとこに営業主ですが、その人が一緒にいて、そこに娘さんがいて半分もホツクをはずしてしまつて、そしてさつと脱いでしまつて、さつと横になつてしまつて、そして入つていった方が面くらつちやう。林委員とか松本委員とか温厚な紳士が面くらつて、あつて画用紙を取り上げるといった、こういう中で、私も距離をはかつてみたのです。そうしたら、ここで言うべきじゃないですけれども、やはり大事な法律をつくるのですから、ここでちゃんと資料を明らかにしないと、これはできないのですよ、法律をつくつたり改正したり、だてにやつているわけではないのですから。そうしますと、おりますところとモデルさんのいる場所と、はかつてみたのです、これは一メートルありません。私は、ママさんいちゃいやだね、と言われたのですけれども、いや、私も打すがここへ来るから一べん見たいと思ひましてと、

こちらも恥ずかしい思いをして、ほんとうに飛び出したいような気持ちを押えておりました。まん中にすわったらほんとに一メートル、しかも腰かけておりますから、モデルさんのおりますところはすっと下のほうです。しか

も敷いてあるものはあんまりよくない、しわだらけの何かタオルみたいなものをずつと敷いてあって……これ以上を説明するのに私は忍べませんけれど——やっぱりそういう中へ、これは酒でも飲まない、あそこへ入っていませんよ、普通の神経を持った者であれば行かない。そうすると、みんな紳士がいらいしちゃった、自民党の沢田先生なんかもしちゃったもので、それから、恥ずかしいのですから——あそこでウイスキー要りませんかという、お酒でも飲んで入れということ——ウイスキーをただで飲ませるわけではない、おそらく飲んだら高いお金をとられると思います。だからあの場所というものは、ほんとうに芸術的な意味とか、あるいは趣味で行って写真をとるとか、絵をかく場所というものでないことは一見してわかると思う。そうすると、やっぱり神経を麻痺させるには業者はウイスキーをすすめていけるということになる。これは全く健全なあれではないと思うのですが、そういう点について興行場法の中にヌードスタジオでは酒を売ってはいけないとか、いいとかいうことはあるのでしょうか。この問題、われわれ婦人から見れば侮辱され切っている。酒を飲んで張り切つて、絵をかくもないもんだと思う。

○説明員（河角泰助君） 興行場法の中に規制してございますのは、「興行場

營業を営む者は、興行場について、換氣、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならぬ。」こういう規制でございますのですね。いま先生のおっしゃったようなことについての規制はございません。それから私が申し上げましたのは、ヌードスタジオの中に、先ほど来申し上げておりますように、興行場法の規制に引っかけり得るものの数が非常に少のうございます。それについての話でございますして、そのほかのものにつきましては当然何も規制されるあればいいということになるわけでございます。

○千葉千代世君　で、私まあ一生懸命そこであいておって、向こうは何か会社やの宴会くずれか何かと思つたんでしよう、非常に気分をあれするような場所をつくり、たとえばこちらで絵をかくているのを見ていますとします、そうすると今度営業主の方ですか、男の方がかしきりに外におつて、おい、サービスしろよという声かけているのです。それだけでも、行った方がみなもと紳士ばかりなものだから、うんともすんともいわずかちかちになっている。時間は幾らですかと言つたら、三十分です。一組三十分です。とても、三十分いられる神経をだれも持っていないのですね、いらつしやつた方は。だから約五分か十分でお出になつて、かわりが入つて行つた。こういう中におりますから、これはやはり取り締まるとか何とかよりも、もつと前時代的なものではないかということ考えたわけなんですけれども、そういう点について、やはりもう少し御調査をいただきたい、これは何か法で規制しないという

と、あそこに向いていらつしやる方は、一緒に行った警察の方、あの人が言つたんですよ。これはみんなひも付きたと言うんですよ。たいてい、あそこに飢えている方はひも付きが多い、女の方は。そうすると、風紀の問題からも、労働基準法の問題からも、人権の問題からも、あらゆる面からやはりこれは解明していかないと、問題は解決しないのではないかと、こう思いますけれども、いかがでしようか。

○政府委員(江口俊男君) おっしゃるのとおりだと思いますが、さしあたりは、先ほど来私たちと厚生省との間に、多少ああいふ物の考え方の差はございませうけれども、少なくともいまの公衆浴場法みたいな文句を興行場法にも入れられて、そうして解釈も、そういう風紀も含むということにされ、しかも、その取り締まりが保健所で適當でないならば、風俗営業的な意味合いにおいて警察と共管にされるとか、何とかいふような作業をやつていかなければならぬ問題だと思ひます。ただいま先生のとおっしゃつたようなことかから、もう一歩出ますれば、先ほど保安局長が申し上げたように、刑法その他の罪名で年に何百件とあげておるわけです。だから、私たちとしますれば、健全なヌードスタジオというようなものがあり得るのかないのかということについて、私個人としてはヌードスタジオというものは興行場であるという考え方については、もう少し検討しなさいと、許可し得るものと、許可し得ないものとが区別されるということについても、私自身としては多少の疑問がございます。

○千葉千代世君 最後にひとつ、こういう実態が明らかになったわけですが、けれども、警察庁長官としては近いうちに、早急にやはりお調べいただいて、何らかの措置を講ずるようなお考えはございませんか。

○政府委員(江口俊男君) 承知のように、本年の警察の目標というものを、暴力の一掃と交通事故の半減ということに、二つの柱を立てておりますが、その暴力というのは、単に町でけんかをすることだけではないに、ただいまおっしゃったようなものも含めて、ひも付きであるとか、あるいはだれに力に強制されて、そういう状態になつたとかというようなことであれば、それもやはり暴力の一環でございしますから、オリンピックまでというわけではございませんが、オリンピックというものを目標にして、そういうものをもつと強力に取り締まっていきたい、これは全国的にそういう考えであります。

○委員長(竹中恒夫君) 本日は、この程度にいたしたいと存じます。

次会は二十日(木曜日)午前十時、地方税法の一部改正案、風俗営業等取締法の一部改正案について開会の予定でございします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項の表市町村の項中

に改め、同条第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「八分の十」を「八十分の百」に、「七分の十」を「七十五分の百」に改め、同表表示単位の欄中「円」を「千円」に改める。

第十三条 第五項の表道府県の項中

正及び寒冷補正」を「1 道路費 道路の面積 種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正」に改め、同表市町村の項中

に改め、同表市町村の項中

「3 保健衛生費 人口 段階補正、態容補正及び寒冷補正」を「4 労働費 失業率 態容補正」に改め、同条第七項中「行

政の質」の下に「及び量」を加え、「点数に合計点数に基き、一種地から二十種地までに」を「点数に基づいて」に改める。

第十四条 第一項及び第二項中「百分の七十」を「百分の七十五」に改める。

別表を次のように改める。

別表

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	七六六、〇〇〇円	〇〇〇銭
二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき	三二四〇	〇〇〇銭
1 道路費	道路の延長	一メートルにつき	一八六〇〇	〇〇〇銭
2 橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき	四七一〇〇	〇〇〇銭
3 河川費	河川の延長	一メートルにつき	一一、二〇〇〇〇	〇〇〇銭
4 港湾費	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき	四一六〇〇	〇〇〇銭
	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき	二、二六〇〇〇	〇〇〇銭
	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき	四、四〇〇〇〇	〇〇〇銭

道府県

5 その他の土木費	人口	一人につき	二二七〇〇	〇〇〇銭
3 教育費	小学校教職員数	一人につき	三三三、七〇〇	〇〇〇銭
2 中学校費	中学校教職員数	一人につき	七九、〇〇〇	〇〇〇銭
3 高等学校費	高等学校教職員数	一人につき	三二二、九〇〇	〇〇〇銭
4 その他の教育費	生徒数	一人につき	七九、〇〇〇	〇〇〇銭
	人口	一人につき	五、五三〇	〇〇〇銭
	人口	一人につき	一〇九	〇〇〇銭
4 厚生労働費	養護学校の児童及び生徒の数	一人につき	一〇四、〇〇〇	〇〇〇銭
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	三三四〇〇	〇〇〇銭
2 社会福祉費	人口	一人につき	一四二	〇〇〇銭
3 衛生費	人口	一人につき	三三八	〇〇〇銭
4 労働費	工場事業場労働者数	一人につき	四三三	〇〇〇銭
	失業率	一人につき	三七、一〇〇	〇〇〇銭
5 産業経済費	耕地の面積	一町歩につき	二、九二〇	〇〇〇銭
1 農業行政費	農家数	一戸につき	四、四八〇	〇〇〇銭
2 林野行政費	林野の面積	一町歩につき	二、四五〇	〇〇〇銭
3 水産行政費	水産業者数	一人につき	一四、九〇〇	〇〇〇銭
4 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	八六二	〇〇〇銭
6 その他の行政費	道府県税の税額	千円につき	一一七	〇〇〇銭
1 徴税費	恩給受給権者数	一人につき	三九、四〇〇	〇〇〇銭
2 恩給費	人口	一人につき	四九〇	〇〇〇銭
3 その他の諸費	面積	一平方キロメートルにつき	一八〇、〇〇〇	〇〇〇銭
7 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	九五〇	〇〇〇銭
8 特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てた地方債に係る元	千円につき	二五〇	〇〇〇銭

利償還金		市町村四	
一 消防費	人口	1 厚生労働費	市部人口
二 土木費	道路の面積	2 生活保護費	人口
1 道路費	道路の延長	3 社会福祉費	人口
2 橋りよう費	橋りようの面積	4 保健衛生費	人口
3 港湾費	木橋の延長	5 清掃費	人口
	港湾(漁港を含む)の延長	6 労働費	失業者数
	港湾(漁港を含む)の延長	7 産業経済費	農業者数
	港湾(漁港を含む)の延長	8 農業行政費	農工業の従業者数
	港湾(漁港を含む)の延長	9 商工行政費	林業、水産業及び鉱業の従業者数
	港湾(漁港を含む)の延長	10 その他の産業経済費	
	港湾(漁港を含む)の延長	11 その他の行政費	
4 都市計画費	都市計画区域における人口	12 徴税費	市町村税の税額
	土地区画整理事業の施行地区の面積	13 戸籍住民登録費	本籍人口
5 その他の土木費	人口	14 その他の諸費	世帯数
三 教育費			
1 小学校費	児童数		
2 中学校費	学級数		
	生徒数		
	学級数		
	生徒数		
3 高等学校費	学級数		
	学校数		
	教職員数		
	生徒数		
4 その他の教育費	人口		

一 生活保護費	市部人口	一人につき
二 社会福祉費	人口	一人につき
三 保健衛生費	人口	一人につき
四 清掃費	人口	一人につき
五 労働費	失業者数	一人につき
六 産業経済費	農業者数	一人につき
七 農業行政費	農工業の従業者数	一人につき
八 商工行政費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき
九 その他の産業経済費		一人につき
十 その他の行政費		一人につき
十一 徴税費	市町村税の税額	一人につき
十二 戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき
十三 その他の諸費	世帯数	一人につき
十四 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一人につき
十五 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てた地方債に充てた地方債の元利償還金	一人につき
十六 辺地対策事業費	辺地対策事業費の財源に充てた地方債に充てた地方債の元利償還金	一人につき

(地方交付税法の一部を改正する等の法律の一部改正)
第二条 地方交付税法の一部を改正する等の法律(昭和三十七年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「及び昭和三十八年度」を、「昭和三十八年度及び昭和三十九年度」に改める。
附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十九年度分の地方交付税から適用する。
二月十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、空地使用有がい防火水そう施設費、国庫補助増額に関する請願(第四五四号)

一、水道事業に対する起債対象範囲の拡大に関する請願(第四五五号)
一、水道料金の徴収事務の委任範囲の制限緩和に関する請願(第四六三号)
一、水道事業に対する起債の償還期限延長等に関する請願(第四六四号)
一、道路使用有がい防火用水施設費、国庫補助増額に関する請願(第四五四号)

一、大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願(第四八四号)
(第四八五号)(第四八六号)(第四八七号)(第四八八号)(第四八九号)(第四九〇号)(第五一二号)
一、農地評価の改定見合せに関する請願(第四九九号)
一、地方公務員の定年制実施に関する請願(第五三五号)
一、地方議会議員に対する退職一時

金制度実現に関する請願(第五三六号)

第四五四号 昭和三十九年二月四日
受理

空地使用有がい防火水そう施設費国庫補助増額に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市長 永田良吉

紹介議員 田中 茂穂君

地方交付税制度における消防力単位の四十トン空地使用有がい防火水そう施設費はこれを全額国庫補助(現行三分の一)とせられたいとの請願。

鹿児島県鹿屋市の市街地は、南北に細長い盆地の中心に形成され、他は広大な火山灰のシラス土壌の台地形態をなして、消防用水利としても自然水利及び人工水利に乏しく、台地の集落地にあつては大火をおこす要因となつてゐる。市当局及び議会、市民一体となつて努力し、また市民の寄附、労力奉仕まで受けて消防力の強化に精進しているが、貧困な地方自治体の財政では思うように行かず、現在年間一、二個の水そうを設置するにすぎず、火災予防上非常に危険である。

第四五五号 昭和三十九年二月四日
受理

水道事業に対する起債対象範囲の拡大に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市長 永田良吉

紹介議員 田中 茂穂君

水道事業費中、配水管整備費及び漏水防止工事費を起債の対象とせられたいとの請願。

一、水道事業費中における配水管費の占める割合は比較的大きいので、これら配水管整備費の起債を認められたい。

二、配水量中における不明水量の発見除去は、現下の水道界にとり重要課題であり、中でも漏水防止は積極的に行なわれなければならないが、これを実施するためには相当多額の資金を要するので、財源として起債を許可されたい。

第四六三三号 昭和三十九年二月四日
受理

水道料金の徴収事務の委任範囲の制限緩和に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市長 永田良吉

紹介議員 田中 茂穂君

水道料金の徴収を銀行その他各種団体等に委任できるよう法令を改正されたいとの請願。

電気事業やガス事業においては、料金の集金を会社や個人に委任しているが、徴収率は向上し収納費用も軽減し、又、事故の起こつた事例も少ない。水道料金の場合でも、運営を適確に行なえば十分事故は防止できるし、万一事故発生の場合でも損害補償については、電気料金、ガス料金に比較してはるかに確実であるから、地方公営企業法第二十一条第三項及び同法施行令第十六条の二における料金徴収事務の委任範囲の制限を緩和し、銀行その他会社等の各種団体、又はその他特定の個人についても委任できるよう法令の早期改正を望んでいる。

第四六四号 昭和三十九年二月四日

受理
水道事業に対する起債の償還期限延長等に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市長 永田良吉

紹介議員 田中 茂穂君

水道事業に対する起債(企業債、準企業債及び公営企業金融公庫の引受け公募債)の償還方法又は借入条件の変更及び緩和について左記事項の実現を図られたいとの請願。

(一) 償還期限及びすえ置期間の延長

政府資金については、現在二十五年の償還期限を三十年に、公営企業金融公庫引受けの公庫資金については、現在十五年の償還期限を二十年に延長されたい。なお、すえ置期間は、上水道は五年以内であるが、取扱上実質的には三年以下となつてゐるので、これを一律に事業の完成年度まで、或いは五年以上と改正されたい。

(二) 利率の引下げ

政府資金については、一般企業債と同様六分三厘又は六分まで、又公営企業金融公庫引受けの公募の分についても、政府資金の利率六分五厘まで大幅に引き下げられたい。

(1) 水道事業の公共性に対応する財政負担の軽減により、企業の円滑かつ健全なる運営を図り、もつての住民の生活環境の改善と公共の福祉増進を期するため。
(2) 水道事業は固定資産の構成比率が非常に高い企業であつて、これに投じた起債の元利償還は、経営上相当の重圧となつてゐる。

第四六五号 昭和三十九年二月四日
受理

道路使用有がい防火用水施設費国庫補助増額に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市長 永田良吉

紹介議員 田中 茂穂君

地方交付税制度における消防力単位の四十トン道路使用有がい防火水そう補助額を現在の三分の一から全額補助に引き上げられたいとの請願。

鹿児島県鹿屋市の中心街は、戦前の木造建築が多い上に都市計画が遅れているため、火災が発生した場合、大火を引きおこす可能性が多い。現地市街地には消火施設が四十数箇所あるが、水圧が〇・七キログラムで一箇所使用すれば他は使用不能となる有様である。また、市中を流れる鹿屋川は平均落差が七メートルもあり、用水路も冬期間の水の流量が少ないため、万一の場合火災をきたすので、道路使用有がい防火水そう設置が強く望まれてゐる。

第四六六号 昭和三十九年二月四日
受理

政府資金による償還期限を定めない企業債発行に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市長 永田良吉

紹介議員 田中 茂穂君

政府資金をもつて調達する「償還期限を定めない企業債」を発行できる措置を講ぜられたいとの請願。

地方公営企業法第二十三条の規定で「償還期限を定めない企業債」の発行ができることになつてゐる。この企業債の資金調達の方法は、地域住民の出資

によることを予定したものであるが、地域住民の経済的能力からと、利払いの財政に及ぼす影響等を考慮して、政府資金による「償還期限を定めない企業債」を発行できるよう特別な措置を講ぜられたい。

第四六九号 昭和三十九年二月四日
受理

全額国庫負担による防火水そう設置に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市長 永田良吉

紹介議員 田中 茂穂君

鹿児島県鹿屋市に設置する四十トン入り防火水そう、二十個分(六百万円)を全額国庫で補助せられたいとの請願。鹿屋市は、戦時中なんらの被害も受けなかつたため市街地は、道路が狭い上に建ぺい率五十パーセントぐらゐの木造建物が密集している。市の中央を流れる鹿屋川が落差が大きく消防水利としてはきわめて恵まれない現状である。

また、古江地区(建ぺい率三十パーセント)、高須地区(建ぺい率三十パーセント)、天神地区(建ぺい率七十パーセント)の集落地は、自然水利に乏しく人工水利も皆無の状態、これらの地区で、強風下に火災が発生したら何億円の損害はまぬがれないと思われ、本市の現在の財政状態では、一個(四十トン入り)三十万円の防火水そう二十個を一度に設置することは、困難である。

第四七〇号 昭和三十九年二月四日
受理

地方交付税中消防費の単位費用引上げ

に關する請願

請願者 鹿兒島県鹿屋市長 永田良吉

紹介議員 田中 茂穂君

地方交付税制度における消防費の單位費中、消防団員の報酬を三倍に引き上げられたいとの請願。

昭和三十八年度の消防費の單位費用中、消防団員の報酬は、團長一万二千元、副團長一千元、分團長五千元、團員二千元で、ほかに警戒、訓練、出動等の手当一人年千五百円であり、この報酬額では団員の確保ができない。

第四七二号 昭和三十九年二月四日

受理

中小都市の上水道起債を政府債のみとする請願

請願者 鹿兒島県鹿屋市長 永田良吉

紹介議員 田中 茂穂君

中小都市の上水道起債は政府債だけにせられたいとの請願。

上水道事業起債のうち政府債は、年利六分五厘、償還期限二十五年であるが、公募債は年利七分四厘、償還期限十五年である。このため中小都市における公募債は、経営上苦しい財政負担となつてゐる。

第四八四号 昭和三十九年二月五日

受理

大衆に關する料理飲食等消費税減免に關する請願

請願者 秋田市川反四丁目 加藤清治外六名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

第四八五号 昭和三十九年二月五日

受理

大衆に關する料理飲食等消費税減免に關する請願

請願者 静岡市昭和町三 吉田善吉外六名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

第四八六号 昭和三十九年二月五日

受理

大衆に關する料理飲食等消費税減免に關する請願

請願者 富山市二番町 五十嵐義勝外六名

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

第四八七号 昭和三十九年二月五日

受理

大衆に關する料理飲食等消費税減免に關する請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷 一ノ二二 矢島兼五郎外六名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第一八六号と同じである。

第四八八号 昭和三十九年二月五日

受理

大衆に關する料理飲食等消費税減免に關する請願

請願者 東京都新宿区角筈一ノ一 毛利定司外六名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

である。

第四八九号 昭和三十九年二月五日

受理

大衆に關する料理飲食等消費税減免に關する請願

請願者 東京都世田谷区上北沢 二ノ四二 鈴木敏二外六名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

第四九〇号 昭和三十九年二月五日

受理

大衆に關する料理飲食等消費税減免に關する請願(三通)

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷 一ノ六 斎藤栄吉外八名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

第五一二号 昭和三十九年二月六日

受理

大衆に關する料理飲食等消費税減免に關する請願

請願者 東京都世田谷区北沢二ノ九〇 宝壽司 板橋醇外六名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

第四九九号 昭和三十九年二月五日

受理

農地評価の改定見合に關する請願

請願者 富山市表町五富山農

業協同組合中央会会 長 森丘正唯外十四名

紹介議員 櫻井 志郎君

農業用固定資産に対する課税のあり方については、現行のとおり収益還元方式によるべきであると考え。現在自治省を中心として作業が進められている売買価格修正方式には反対であるから昭和三十九年度からの評価替え実施を見合わせられたいとの請願。

自治省では、昭和三十九年度から新しい固定資産の評価基準にもついで、固定資産税の賦課を行なうべく、都道府県、市町村に対し、指示をし、目下その作業をすすめているが、この新評価方式は、現行の収益還元方式にかわり、売買実例価格をもとにして、限界収益率によつて修正するものであるとしている。この評価作業の経過と結果を見て、農地の適正価格を求め得るか、どうかは疑問とされている。

また、新評価をもとにして固定資産税を課することになれば、納税者の負担が適正と均衡を欠くことはもち論、米価政策における生産費及び所得方式にも大きな影響を及ぼすことになるから農地評価の改訂については全面的に再検討されるべきである。

第五三五号 昭和三十九年二月六日

受理

地方公務員の定年制実施に關する請願

請願者 福島市杉妻町二番三三 福島県町村議会議長会 内 藤田芳之助

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第三六五号と同じである。

第五三六号 昭和三十九年二月六日

受理

地方議会議員に対する退職一時金制度実現に關する請願

請願者 福島市杉妻町二番三三 福島県町村議会議長会 内 藤田芳之助

紹介議員 石原幹市郎君

地方議会議員についても、他の公務員と同様に、退職一時金制度の実現を図られるよう、福島県町村議会議長会定期総会の決議により要望するとの請願。

地方公務員共済組合法の施行により、地方議会議員に対する身分保証が確立され、退職年金の支給を受けようになつたが、本制度は強制加入で、しかもその掛金は全額自己負担であるにもかかわらず、十二年未満の勤続者は掛捨てとなつてなんらの恩恵に浴しないことは、はなはだ遺憾である。